

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、5月25日、政府は新たな支援として「家賃支援給付金」の支給や「雇用調整助成金」の上限単価引き上げ等を発表しました。令和2年6月1日現在、第二次補正予算はまだ成立していませんが、成立次第、給付金等の申請が可能となります。細かい点は変更の可能性がありますが、現時点での情報をお伝え致します。

家賃支援給付金の制定について(経済産業省)

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

◆給付対象者◆

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年5月～12月において次のいずれかに該当する者。

A. いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少

B. 連続する3か月の売上高が前年同期比で30%以上減少

◆給付額◆

申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6か月分)を支給。給付率・給付上限額は次の通り

法人の場合 (1か月あたり)

支払家賃 0万円～75万円 給付率 2/3 上限 50万円

支払家賃 75万円超～225万円の部分 給付率 1/3 上限 100万円

個人の場合 (1か月あたり)

支払家賃 0万円～37.5万円 給付率 2/3 上限 25万円

支払家賃 37.5万円超～112.5万円の部分 給付率 1/3 上限 50万円

雇用調整助成金の上限単価増額について(厚生労働省)

前の情報発信でお伝えしておりました従業員の休業に伴う雇用調整助成金について、上限額の増加が行われます。

◆変更内容◆

【変更前】1日1人当たり8,330円。

【変更後】1日1人当たり15,000円。

※上記とも令和2年度第二次補正予算の成立を前提としているため、内容が今後変更されることがあります。

当事務所では、助成金や融資等の申請業務を、無料で実施させていただきます。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。